特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
12	母子保健事業事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

草加市は、母子保健事業事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

草加市長

公表日

令和6年5月8日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業事務
②事務の概要	●事務全体の概要 　母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳幼児の健康の保持及び増進に関する事務を行う。 ●特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①保健指導 ②新生児の訪問指導 ③健康診査の実施及び勧奨 ④妊娠届の受理及び審査 ⑤母子健康手帳の交付 ⑥妊産婦の訪問指導 ⑦低体重児の届出及びその審査 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付 ⑩養育医療の給付に係る費用の支給及び費用の徴収 ⑪こども家庭センター事業の実施に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、番号管理連携システム、中間サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム

2. 特定個人情報ファイル名
乳幼児台帳、妊産婦台帳、訪問相談・教室台帳、養育申請ファイル、養育調定ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） ・第9条第1項（利用範囲）　別表第一の49の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第40条第1～11号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	［　　実施する　　］　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	●番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 　第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法」が含まれる項（26、56－2、69－2、87の項） （別表第二における情報照会の根拠） 　第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務」「母子保健法による費用の徴収に関する事務」とある項（69－2、70の項） ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 （平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号） 　上記、番号法別表第二における情報提供及び情報照会の根拠とした各項における主務省令で定める事務及び情報について、それぞれを定める条項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部こども家庭課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 こども未来部こども家庭課、健康推進保健センター又は総務部庶務課 【こども家庭課】048-941-6791【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号340-8550　埼玉県草加市高砂1-1-1 こども未来部こども家庭課　048-941-6791 健康推進部保健センター　048-922-0200

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査	[　　] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月30日	Ⅰ ５．②所属長	健康づくり課長（兼）草加市保健センター所長 岡田　浩春	健康づくり課長（兼）草加市保健センター所長 平木　勇二	事後	人事異動による修正
平成28年6月20日	Ⅰ １．③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム、番号管理連携システム、中間サーバー	事後	記載統一による修正
平成28年6月20日	Ⅱ １．対象人数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成28年6月20日	Ⅱ ２．取扱者数	平成27年1月1日　時点	平成28年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅰ １．③システムの名称	健康管理システム、番号管理連携システム、中間サーバー	健康管理システム、番号管理連携システム、中間サーバー、埼玉県市町村電子申請共同システム	事後	システム新設による修正
平成30年2月5日	Ⅱ １．対象人数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年2月5日	Ⅱ ２．取扱者数	平成28年4月1日　時点	平成29年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅰ ５．②所属長の役職名	健康づくり課長（兼）草加市保健センター所長 平木　勇二	課長（兼）保健センター所長	事後	様式変更に伴う修正
平成30年7月27日	Ⅱ １．対象人数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
平成30年7月27日	Ⅱ ２．取扱者数	平成29年4月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ １．対象人数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅱ ２．取扱者数	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和1年5月28日	Ⅳ　リスク対策	項目なし	リスク対策の追加	事後	様式変更に伴う修正
令和2年2月10日	Ⅰ １．②事務の概要	項目なし	⑪母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務を追加	事後	番号法の改正による修正
令和2年2月10日	Ⅰ ３．法律上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第40条第1～10号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 （平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号） ・第40条第1～11号	事後	番号法の改正による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月10日	Ⅰ ４．②法令上の根拠	番号法第１９条第７号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法」が含まれる項（２６、５６－２、８７の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」「母子保健法による費用の徴収に関する事務」とある項（７０の項）	番号法第１９条第７号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「母子保健法」が含まれる項（２６、５６－２、６９－２、８７の項） （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」「母子保健法による費用の徴収に関する事務」とある項（６９－２、７０の項）	事後	番号法の改正による修正
令和2年2月10日	Ⅱ １．対象人数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年2月10日	Ⅱ ２．取扱者数	平成31年4月1日　時点	令和1年11月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ １．対象人数	令和１年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和2年11月12日	Ⅱ ２．取扱者数	令和１年11月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ １．対象人数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅱ ２．取扱者数	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年1月31日	Ⅰ　４．②法令上の根拠	●番号法第１９条第７号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	●番号法第１９条第８号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二	事後	番号利用法改正に伴う号ズレによる修正
令和4年12月7日	Ⅰ ５．②所属長	課長（兼）保健センター所長	課長	事後	組織改組による修正
令和4年12月7日	Ⅰ ７．請求先	郵便番号340-0016 埼玉県草加市中央1-5-22 048-922-0200 健康福祉部健康づくり課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事後	請求先の見直しに伴う修正
令和4年12月7日	Ⅰ ８．連絡先	郵便番号340-0016 埼玉県草加市中央1-5-22 048-922-0200 健康福祉部健康づくり課	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-0200	事後	請求先との表記の整合に伴う修正
令和4年12月7日	Ⅱ １．対象人数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和4年12月7日	Ⅱ ２．取扱者数	令和3年4月1日　時点	令和4年10月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月29日	Ⅰ ５. ①部署	健康福祉部健康づくり課	健康福祉部保健センター	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	Ⅰ ５. ②所属長の役職名	課長	所長	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	Ⅰ ７. 請求先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課又は総務部庶務課 【健康づくり課】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事前	組織改組による修正
令和5年3月29日	Ⅰ ８. 連絡先	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部健康づくり課 048-922-0200	郵便番号340-8550 埼玉県草加市高砂1-1-1 健康福祉部保健センター 048-922-0200	事前	組織改組による修正
令和5年9月5日	Ⅱ １. 対象人数	令和4年10月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和5年9月5日	Ⅱ ２. 取扱者数	令和4年10月1日　時点	令和5年7月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	Ⅰ　１. ②事務の概要	⑪母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務	⑪こども家庭センター事業の実施に関する事務	事後	組織改組による修正
令和6年5月8日	Ⅰ　４. ②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務」「母子保健法による費用の徴収に関する事務」とある項（６９－２、７０の項）	（別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項で、第二欄（事務）に「母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊産婦の訪問指導、未熟児の訪問指導又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務」「母子保健法による費用の徴収に関する事務」とある項（６９－２、７０の項）	事後	組織改組による修正
令和6年5月8日	Ⅰ　５. ①部署	健康福祉部保健センター	こども未来部こども家庭課	事後	担当部署変更による修正
令和6年5月8日	Ⅰ　５. ②所属長の役職名	所長	課長	事後	担当部署変更による修正
令和6年5月8日	Ⅰ　７. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	健康福祉部保健センター又は総務部庶務課 【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	こども未来部こども家庭課、健康推進部保健センター又は総務部庶務課 【こども家庭課】048-941-6791【保健センター】048-922-0200 【庶務課】048-922-0954	事後	担当部署変更による修正
令和6年5月8日	Ⅰ　８,. 連絡先	健康福祉部保健センター 048-922-0200	こども未来部こども家庭課　048-941-6791 健康推進部保健センター　048-922-0200	事後	担当部署変更による修正
令和6年5月8日	Ⅱ １. 対象人数	令和5年7月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正
令和6年5月8日	Ⅱ ２. 取扱者数	令和5年7月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	計数時点見直しによる修正